

令和5年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第17日（令和5年12月20日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第57号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第75号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」まで、及び9月第2回会議で付託した議案第46号「令和4年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」の議案20件、並びに6月会議で付託した陳情の結果について一括議題

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 各委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 坂下文宏君 | 2番 | 新谷英生君 |
| 3番 | 形岡弘士君 | 4番 | 谷口佳保君 |
| 5番 | 弘田条君 | 6番 | 武政健三君 |
| 7番 | 山崎誠一君 | 8番 | 吉村政朗君 |
| 9番 | 作田喜秋君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 早川 聡 君 局長補佐 坂本 久恵 君

議 事 係 長 山本 卓己 君 主 幹 岡野 真也 君
技 幹 田村 恵 君

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                                    |         |                                          |         |
|------------------------------------|---------|------------------------------------------|---------|
| 市 長                                | 程岡 庸 君  | 副 市 長                                    | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長             | 井上 美樹 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員               | 谷崎 清 君  |
| 企 画 財 政 課 長                        | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長   | 東 直能 君  |
| 危 機 管 理 課 長                        | 吉永 敏之 君 | 消 防 長                                    | 宮地 直道 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長               | 中村 浩司 君 | 健 康 推 進 課 長 補 佐                          | 永野 美歌 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                        | 岡田 哲治 君 | 市 民 課 長                                  | 岡田 旭生 君 |
| ま ち づ くり 対 策 課 長                   | 中尾 吉宏 君 | 観 光 商 工 課 長                              | 酒井 満 君  |
| 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 和泉 政彦 君 | 水 道 課 長                                  | 山本 実 君  |
| じ ん け ん 課 長                        | 窪内 研介 君 | 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム<br>し お さ い 園 長         | 畑山 正王 君 |
| 教 育 長                              | 岡崎 哲也 君 | こ だ も 未 来 課 長 補 佐                        | 池 正澄 君  |
| 生 涯 学 習 課 長                        | 西原 貴樹 君 | 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長 | 田村 五鈴 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和5年土佐清水市議会定例会12月会議、第17日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第57号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）」についてから議案第75号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）」についてまで、及び9月第2回会議で付託した議案第46号「令和4年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」の議案20件、並びに6月会議で付託した陳情の結果について一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、前田 晃君。

(予算決算常任委員会委員長 前田 晃君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(前田 晃君) 皆さん、おはようございます。

それでは、令和5年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について御報告をいたします。

1、議案第57号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算(第7号)について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、2款2項1目賦課徴収費について。

委員から、12節委託料の森林環境税課税に伴う基幹システム改修に関連して、森林環境税と森林環境譲与税との違いは何かとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、森林環境税は令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税で、徴収された森林環境税を市町村へ譲与する場合に、森林環境譲与税と呼ばれるとのことであります。

また、委員から、県と国の徴収が二重課税にならないかとの質疑に対し、執行部によりますと、県は税の使途の範囲が国と重ならないよう対応するため二重課税にはならず、そのまま徴収を続けるとのことであります。

また、別の委員から、森林環境譲与税はどのように市町村へ配分されるのかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、私有林森林面積で5割、林業従事者数で2割、人口で3割の配分になっているとの説明があり、了承いたしました。

同じく歳出中、5款3項1目水産業総務費について。

委員から、18節水産業振興事業費補助金の産地市場スマート化モデル構築事業の目的のうち、情報伝達速度の向上により高付加価値を見込むとはどういう意味かとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、スマートフォンなどの情報伝達により入札を行うので、鮮度が維持でき、高付加価値を保つことができるとのことであります。

また、委員から、市場業務を具体的にどうデジタル化するのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、競りがデジタル化によってスマートフォンでできるようになるため、人が市場に集まらなくても作業ができ、スマート化された事業になっているとのことであります。

また、別の委員から、スマート化事業を進めるには212万3,000円と予算が少ないのではないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、総事業費は約1,273万円で、市の補助は6分の1だが、県も3分の2または4分の3補助することを協議している。土佐清水市がモデルケースとなっており、先にメジカで実践をして、今後、魚種や地域を広げていく予定であるとのことであります。

さらに別の委員から、この事業のタイムスケジュールはどうなっているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、この事業の実施主体は県漁協であるが、予算がつき次第、県と共

同で説明会を実施していくことになる。関係する皆さんに理解していただき、事業を進めていきたいとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第58号「令和5年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第59号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

議案第60号「令和5年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第61号「令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」

議案第62号「令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」

議案第75号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」

以上、6件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第62号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、9月第2回会議で付託を受け、継続審査となっております、議案第46号「令和4年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

審査は、令和4年度歳入歳出決算書及び決算審議における事業説明書等を基本資料として、9月26日、27日及び12月14日の3日間、市長、副市長、会計管理者、各関係課長等の出席を求めて、質疑及び意見を述べ、これに対する執行部の説明を求める方法で行いました。

一般会計については、一般会計の総額、歳入決算額108億414万7,491円。歳出決算額105億3,089万3,210円。歳入歳出差引残額2億7,325万4,281円。

翌年度に繰り越すべき財源2,497万6,948円を控除後の実質収支額は、2億4,827万7,333円の黒字決算となっております。

審査におきまして、指摘や要請などをいたしました主な事項については次のとおりであります。

3、議案第46号「令和4年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、6款1項4目観光商工施設費について。

初めに執行部から9月第2回会議で付託を受け継続審査となっている海ギャラテラス指定管理業務の不適切な会計処理について、調査結果の報告がありました。

○議長（作田喜秋君） 暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

予算決算常任委員会委員長 前田 晃君。

（予算決算常任委員会委員長 前田 晃君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（前田 晃君） 続けて御報告いたします。

執行部の説明によりますと、海ギャラテラスは令和4年4月に供用を開始し、NPO 竜串観光振興会が指定管理者となって管理運営を行っている。令和4年度の指定管理料148万9,000円は、協定書に基づき令和4年度中に分割払いをしていたが、4月下旬に余剰額が判明した。余剰額について理事長からNPOに残せないかとの要求があったものの、日々の管理業務をしていたとする理事長の証言を基に、市職員が管理日誌を作成し、観光商工課として人件費85万9,408円を指定管理業務の対象と認めた結果、余剰額のない事業報告書が提出され、それを受理し業務の完了を承認した。また、昼時間帯のアルバイトに係る人件費13万3,640円も海ギャラテラスの経費として認めていた。

その後、9月第2回会議において、担当課として不適切な対応、不正確な根拠による支出が明らかになり、正確な実態把握のための調査を9月22日から10月13日にかけて行った。調査では関係者延べ21人に聞き取り調査を行い、その結果、理事長の管理業務については、目撃情報は少なからずあったが、維持管理業務の日時、回数を確定するまでには至らなかったこと、また、海のギャラリーの昼時間帯のアルバイトについても目撃情報はあったが、それは海のギャラリーの業務として行った限定的なもので、当事者も海ギャラテラスの業務とは認識していないことが明らかになった。

この間において、指定管理者と面会し話し合う中で、指定管理者側にも再度精査し事業報告書を訂正して提出するよう求めていたところ、11月8日付で訂正後の事業報告書の提出があり、その内容は、管理業務に係る人件費85万9,408円と、昼時間帯のアルバイトに係る人件費13万3,640円が削除され、その結果、99万3,048円の余剰が生じたとするものであったため、内容は調査結果と相違がないと判断し、事業報告書を受理した。

この報告書に基づき、令和4年度に生じた余剰額99万3,048円については、返還を求めて請求書を11月20日付で送付しているが、入金はまだ確認できていない。

また、12月会議の補正予算において、返還請求している管理業務に係る人件費85万9,408円と昼時間帯のアルバイト人件費13万3,640円の余剰額99万3,048円については歳入として計上し、昼時間帯のアルバイト人件費13万3,640円については、過年度の支出だが実態のあったものとして歳出に補正計上しているとのことであります。

委員から、この問題の原因はどこにあると考えるかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、まずは日誌の作成がどうであったかということで、余剰金があると分かったときに、書類自体を再度作成するよう指定管理者側を指導することができず、また、日誌自体の内容のずさんさもあり、明らかに不適切な内容であったこと。もう一つは、最終確認を行わなかったことが問題であった。年度途中で状況確認や意見交換をするなどして情報共有をしておれば、執行状況が確認できたはずで、昼時間帯のアルバイトについても、内容をしっかりと把握しておれば、海のギャラリーの経費であることは分かったと思うとのことであります。

また、委員から、今後の対策についてどう考えるかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、指定管理者側と常に情報を共有することが大事であり、それを徹底して再発防止につなげたいとのことであります。

続けて委員から、今回の問題の責任の所在はどこにあるのか、懲戒処分はいつ頃をめどに決定するかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、協定事項であるので市と指定管理者は同等の立場にあると考えるが、市側として今回の事業報告、決算処理などの事務処理が明らかに不適切であったことは間違いなく、本当に申し訳なく反省している。現在、懲戒処分に向けて協議をしており、12月会議中には結論を出し、最終日までには報告したいとのことであります。

さらに別の委員から、今後の情報共有の在り方とフロートの件についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、現在も海ギャラテラスの指定管理業務は続いているので今年度の状況は聞いているが、定例的に行うかどうかは今後決めていきたい。情報の共有が図れていないような環境は改善していく。また、フロートの件は、NPO竜串観光振興会として購入したと聞いているとのことであります。

最後に委員から、市と指定管理者が定期的に連絡調整会議のような情報共有の場を持つことを要請し、了承いたしました。

以上の意見を付して、議案第46号「令和4年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、採決の結果、全会一致により、認定することを決定いたしました。

なお、決算審査を通じて、次年度の予算に反映するよう意見があった事項や各委員から指摘のあった事項などについては、今後の予算編成・予算執行においても十分留意されるよう要請いたします。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 次に、総務文教常任委員会委員長 新谷英生君。

（総務文教常任委員会委員長 新谷英生君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（新谷英生君） 総務文教常任委員会審査経過の概要と結果を報

告いたします。

令和5年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

議案第68号「半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、本市は、半島振興法と過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の二つの制度が適用となっている。半島振興法は半島に設備投資を促すためのもので、一方の過疎法というのは、時限立法で10年ごとに議員提案で改正し更新され、どこまでを対象にしていくか、その都度決められている。

今回、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、過疎法の適用を受ける地域については半島振興法から除外することとなったため、これを追加し、半島振興法における産業振興促進計画期間内における固定資産税の不均一課税の申請の期限を2年間延長し、令和7年3月31日とする条例改正であるとのこと。

委員から、この改正によって土佐清水市にどのような効果があるのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、過疎法は税率が3年間全額免除、半島振興法は不均一課税で、初年度が10分の1、2年度が4分の1、3年度が2分の1の軽減税率措置となっており、本市の場合は、半島振興法より過疎法を適用したほうが、事業者にとっては有利なため、過疎法を従来適用している。文言として過疎法が適用になる分は、半島振興法からは除外するということが明文化されたことによるもので、基本的には何も変わらないという説明があり、了承いたしました。

議案第63号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第64号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第65号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第66号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第67号「土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第71号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、6件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、報告となります。

○議長（作田喜秋君） 次に、産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君。

（産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（山崎誠一君） おはようございます。

産業厚生常任委員会審査経過の概要と結果報告をさせていただきます。

令和5年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第72号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、水道事業会計は収益的収支と資本的収支の二本立てで構成されており、収益的収支は令和6年度に経常損益が2,700万円余りのマイナスとなる見込みであり、赤字経営の見通しが示されている。資本的収支は通常支出額が収入より多く、損益勘定留保資金などの補填財源で不足額を補填しているが、令和10年度には、補填財源がなくなり事業継続が困難となる見込みである。

水道事業は、地方公営企業法第17条の2第2項で地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、税金によらず、料金収入などの収入によって運営されなければならないという、独立採算制の原則がある。

現在の水道料金は、平成30年4月に改定され4年が経過しており、給水人口の減少で収益が減少し、一定の支出は抑えてきたが、維持管理費等の支出は増加傾向である。また、施設の老朽化も進み、施設の更新や耐震化などの整備が急がれる中、水道の安定供給を確保するための健全な事業経営を維持することが求められていることから、令和4年8月に、当時の市長から土佐清水市水道料金審議会へ水道料金適正化の検討について諮問があり、審議会を令和4年8月から令和5年8月にかけて4回開催し、令和5年9月7日に、審議会から副市長へ経営の健全化を図るため、平均20%程度の増額改定の答申が出されたとの説明があった。

委員から、以前の水道は上水道と簡易水道を合わせて21施設あったが、現在はどうなっているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、令和3年度に経営を上水道1本に統合しており上水道の施設状況は17配水区、水源地が20か所とのことであった。

委員から、以前より取水地が1か所少なくなっている、取水施設の大規模改修には費用がかかると思うが、施設が減れば管理費も減ったのではないかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、施設を統合する際の工事費はかかっている。また、施設の減少で維持管理費用は

抑えられているものの、今の施設を維持していくための費用を試算した結果、今後水道事業を維持するために料金改定が必要とのことであった。

委員から、以前の水道料金審議会の答申に対して、当時の市長は経営努力によって料金アップ率を平均15%、一定保っていこうというような発言をしている。しかし、今回20%アップとなっているのはなぜかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、今回、審議会で10%、20%、30%と何パターンかのシミュレーションを検討し、その結果、急激な料金値上げは市民が困るし、あまり小刻みな改定とならないよう適切な料金改定を検討した結果、20%程度の料金改定が望ましいとの答申をいただいたとのことであった。

さらに委員から、市民に経営努力や水道事業の課題、20%を超える料金改定の検討を行っているなど、広報での周知は行ったのかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、広報での周知を行い、水道料金値上げへの市民からの反応はそれなりにあった。今後も現状などについて広報等を通じて積極的に行っていきたいとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第69号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第70号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第73号「土佐清水市爪白キャンプ場の指定管理者の指定について」

議案第74号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」

以上、4件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第72号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（作田喜秋君） 次に、議会運営委員会委員長 弘田 条君。

（議会運営委員会委員長 弘田 条君登壇）

○議会運営委員会委員長（弘田 条君） おはようございます。

令和5年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受け、継続審査となっております陳情について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、陳情第1号「土佐清水市議会議員定数削減に関する意見書」

本件は、土佐清水市の人口が今後も減少することが予想されており、近隣市である四万十市、宿毛市と比較しても人口に占める議員の割合が高く、財政規模の縮小により財政を圧迫することにつながりかねないことから土佐清水市議会議員の定数を現在の12人から10人にすることを要望する陳情であります。

委員から、土佐清水市の人口は減っているが、集落数が減っているわけではなく、各地域で

生活されている市民がいる。また、面積も広いことから、議員定数が減れば、幅広く市民の声を聞き、議会へ反映させることが困難になるのではないかとの意見が出された。

また、別の委員から、議員定数は削減せず、市民の声を大切に、市議会議員それぞれが監視機能、役割を果たすべきではないかの意見が出された。

別の委員から、市議会として多角的な意見を出し議論、判断するためにも1,000人に1人の議員は必要であるとするなどの意見が出された。

以上の意見を踏まえ、採決の結果、賛成なしにより不採択と決定いたしました。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

委員長は自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

委員長は自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

委員長は自席にお戻り願います。

次に、議会運営委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

議会運営委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時53分 再 開

○議長(作田喜秋君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、坂下文宏君。

(1番 坂下文宏君登壇)

○1番(坂下文宏君) おはようございます。日本共産党の坂下文宏です。

私は、議案第72号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、反対の立場で討論を行います。

提案されている水道料金の改定は、給水人口の減少に伴う料金収入の減少と、老朽化した設備更新費用の負担増、送水に必要な電気代の高騰などにより、令和6年度以降は水道事業会計が赤字になる見込みとなるため、令和6年4月から料金を20%引き上げるというものです。

人口減で給水収益が減っていることや、水道施設の更新・耐震化の費用負担が水道会計を圧迫している現状については、既に執行部や市議会の共通認識となっています。それからすれば、水道会計の赤字解消のために水道料金を引き上げて、受益者である市民が負担することはやむを得ないということになるのかもしれませんが。

しかし皆さん、水道は市民生活や生産活動を支える最も基本的なライフラインであり、市民の暮らしに欠かせない、文字どおり命の水であります。命の水の水道料金の引上げは、公共料金であるだけにあらゆる市民に影響を及ぼし、とりわけコロナ禍から回復しつつある本市の観光産業や地場産業に冷や水を浴びせ、そして、コロナと物価高騰で厳しい暮らしを強いられている市民に、より重い負担をかぶせることとなります。

議案第72号に反対する理由の一つは、この水道料金の20%引上げが本市の地域産業と市民の暮らしに大きな負担を強いることになるということです。

ところで、本市の水道料金は、5年前に15%の引上げがあったばかりです。この5年間で再び水道会計が逼迫している現状については、ほとんどの市民の皆さんは知らないままで、12月5日付、高知新聞の報道で、本市の水道料金20%引上げを初めて知って驚いたのではないかと思います。

これまでに執行部は、本市の水道会計の現状と、料金引上げの必要性について市民に説明し、理解を求める取組を進めてきたのでしょうか。市の広報7月号で、今後の水道事業の課題を取り上げていますが、1回限りで、市民に周知されてはいません。連合区長会長など市民の代表が参加する本市の水道料金審議会を5回ほど開催し、料金の引上げを決定したとしても、それをもって市民が料金の引上げに賛成したとか、市民に説明し周知したことにはなりません。水道料金の引上げは、市民の皆さんに水道会計の現状を説明し周知した上で進めることが必要ではないでしょうか。

議案第72号に反対する二つ目の理由は、この水道会計の現状と、料金引上げの必要性について、市民への説明と周知が不十分だということです。

なお、市民への説明責任が果たせていないのは執行部だけではありません。私たち市議会も市民に対して、この条例案についての説明ができていません。説明のないまま市民への負担増を議決し、後で市民に説明するのでは手順が逆ではないでしょうか。皆さん、市民への説明と周知のために料金引上げを1年間延期し、その間に執行部と市議会とが、水道会計の現状と料金引上げの必要性を市民に説明し周知する取組を進めてはいかがでしょうか。

市民への説明と周知を行った上で、来年12月に再度、今回の条例改正案を提出することを提案しまして、議案第72号に対する反対討論を終わります。

○議長（作田喜秋君） 以上で、通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第57号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」、議案第58号「令和5年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、議案第59号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、議案第60号「令和5年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」、議案第61号「令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」及び議案第75号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」の補正予算案6件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、議案第57号から議案第61号まで及び議案第75号の6件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号「令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算(第2号)について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定

について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号「土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号「半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（作田喜秋君） 起立全員であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立全員であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立多数であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号「土佐清水市爪白キャンプ場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立全員であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立全員であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、9月第2回会議で付託した議案第46号「令和4年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、議案第46号は、認定されました。

次に、6月会議で付託した陳情の審査結果について採決いたします。

陳情第1号「土佐清水市議会議員定数削減に関する意見書」について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、陳情原案について採決いたします。

本件について、採択することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立少数であります。よって、陳情第1号は、不採択とすることに決しました。

ただいま、市長から諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの諮問3件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、諮問第1号から諮問第3号までを日程に追加し議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第3号までを日程に追加し議題とすることに決しました。

諮問第1号から諮問第3号までを議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 程岡 庸君登壇)

○市長(程岡 庸君) ただいまご提案いたしました諮問第1号から第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号から第3号につきましては、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

諮問第1号。

諮問第1号は、人権擁護委員として、基本的人権を擁護するため、審判の防止及び適切なる措置並びに指導等に御尽力を賜っております中沢義幸氏が令和6年3月31日をもって任期満了となります。

中沢氏は、令和3年4月から同委員として、年々複雑多様化する人権問題の相談役として献身的に御尽力を賜るなど、人格、識見とも最適と考えており、引き続き候補者として推薦いたしたいと存じます。

諮問第2号。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員として、基本的人権を擁護するため、審判の防止及び適切なる措置並びに指導等に御尽力を賜っております東博之氏が令和6年3月31日をもって任期満了となります。

東氏は、平成30年4月から同委員として献身的に活躍され、長きにわたり御尽力を賜ってまいりました。この間、御労苦と御努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任として、中嶋由美氏を候補者として推薦いたしたいと存じます。

中嶋氏は、令和5年3月末まで本市職員として勤務し、人権行政に関わる竜串福祉センター館長やじんけん課長補佐を歴任しており、行政現場で培った人権に関する高い識見は人権擁護委員に最適と考えております。

諮問第3号。

諮問第3号につきましても、同じく人権擁護委員として御尽力を賜っております出口里奈氏が令和6年3月31日をもって任期満了となります。

出口氏は、令和3年4月から同委員として献身的に活躍され、御尽力を賜ってまいりました。この間の御労苦と御努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任として、奥谷哲氏を候補者として推薦いたしたいと存じます。

奥谷氏は、文具店経営の傍ら、土佐清水市立清水小学校・清水中学校の各PTA会長や、土佐清水市青年会議所理事長、土佐清水市社会教育委員会委員長などを歴任され、その人柄と識見は人権擁護委員に最適と考えております。

なお、人権擁護委員は議会の御意見を賜り、候補者として法務大臣に推薦することとなっておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会にお諮りするものであります。

どうか、御答申を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（作田喜秋君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

諮問第1号から諮問第3号までについて、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

諮問第1号から諮問第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付

託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第3号までについては、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、諮問第1号は、同意することに決しました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、諮問第2号は、同意することに決しました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、諮問第3号は、同意することに決しました。

ただいま、市長から同意案第2号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第2号を日程に追加し議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。よって、同意案第2号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 程岡 庸君登壇）

○市長（程岡 庸君） ただいま、御提案いたしました同意案第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

同意案第2号は、「土佐清水市教育委員会委員の任命について」であります。

令和元年12月から同委員として御尽力を賜っております矢野川正道氏が、本年12月23日をもって任期満了となります。この間における、同氏の御労苦と御努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げますところであります。

つきましては、その後任として、杉本順氏を任命いたしたいと存じます。

杉本氏は、昭和55年4月、宿毛市立弘瀬中学校教諭として採用以来、土佐清水市立布中学校・清水中学校などで勤務し、三崎中学校の学校長、平成27年4月からは三崎小学校の学校長を歴任し、平成29年3月末をもって定年退職。平成29年4月から平成31年3月までの2年間、清水中学校に再任用教諭と臨時講師として勤務した後、平成31年4月から令和4年3月まで教育センターにて、スクールソーシャルワーカーとして勤務されました。

同氏の長年の教育現場における豊富な経験と実績に加え、その人格、見識は教育委員として最適であると考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき御提案する次第であります。

どうか、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（作田喜秋君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第2号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

同意案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。よって、同意案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第2号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」、同意の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立全員であります。よって、同意案第2号は、同意することに決しました。

ただいま、市長から同意案第3号「土佐清水市教育委員会教育長の任命について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第3号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。よって、同意案第3号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第3号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 程岡 庸君登壇）

○市長（程岡 庸君） 御提案いたしました同意案第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「土佐清水市教育委員会教育長の任命について」であります。

令和3年7月1日から教育長として御尽力を賜りました岡崎哲也氏が、令和5年12月31日をもって一身上の都合により退任されます。この間、同氏の本市教育の充実・発展に尽力された功績は誠に顕著であり、その御功績と御功労に対し、心より敬意と感謝の意を表す次第であります。

つきましては、その後任として、斧川哲也氏を任命したいと考えます。

斧川氏は、昭和60年4月、土佐清水市立清水中学校教諭として採用以来、四万十市立中村中学校などで勤務し、宿毛市立山奈小学校及び片島中学校の学校長、令和3年4月からは清水中学校の学校長を歴任し、令和4年3月末をもって定年退職、同年4月から再任用にて同校校長を務められています。

同氏の長年の教育現場における豊富な経験と実績に加え、その人格、見識は、教育長を務める者として最適任であると考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、ここに御提案申し上げる次第であります。

どうか、御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（作田喜秋君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第3号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

同意案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。よって、同意案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第3号「土佐清水市教育委員会教育長の任命について」、同意の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立全員であります。よって、同意案第3号は、同意することに決しました。

ただいま、市長から同意案第4号「土佐清水市副市長の選任について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第4号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第4号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第4号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 程岡 庸君登壇)

○市長(程岡 庸君) 御提案いたしました同意案第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

同意案第4号は、「土佐清水市副市長の選任について」であります。

副市長として御尽力を賜っております磯脇堂三氏が、令和5年12月31日をもって一身上の都合により退任されます。磯脇氏は、平成26年1月から副市長として市政発展のため献身的に御尽力され、その功績は誠に顕著であり、その長年にわたる御功績と御功勞に対し、心より敬意と感謝の意を表す次第であります。

つきましては、後任の副市長に早川聡氏を選任したいと考え、御提案申し上げる次第であります。

早川氏は、平成2年、市職員として採用以来、企画財政課長、じんけん課長を歴任し、令和3年4月より議会事務局長として職務に当たっています。同氏の豊富な行政経験、人格、識見から本市副市長に最適任と考え、地方自治法第162条の規定により、御提案申し上げる次第であります。

どうか、御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(作田喜秋君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第4号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

同意案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第4号「土佐清水市副市長の選任について」、同意の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。よって、同意案第4号は、同意することに決しました。

ただいま副市長に選任されました、早川聡君が本席におられますので、演壇から挨拶を許します。

早川 聡君。

(新副市長 早川 聡君登壇)

○新副市長(早川 聡君) 議長よりお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位により御同意をいただき、副市長を拝命することになりました早川聡でございます。

この10年近く大役を担ってこられました磯脇副市長の後を受け、私が選任されることに対して、私のような浅学非才の若輩者でよいのかと、責任の重大さを痛感しております。

本市の置かれている状況は、少子高齢化による人口減少や一次産業の衰退、物価高の影響など、大変厳しい社会情勢でございます。このような状況の中ではありますが、市民の皆様が安心して暮らしていける社会づくりに、程岡市長の補佐役として、また、庁内の調整役として、微力ではありますが、職員が一丸となって取り組んでいけるよう努めてまいります。

そのためには、市民の皆様の御理解をはじめ、議員各位の御協力、御指導を心からお願いをいたしまして、言葉足りませんが、決意とお礼の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(作田喜秋君) ただいま、市議会議案第6号「ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書」の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第6号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。よって、市議会議案第6号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第6号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君登壇)

○4番(谷口佳保君) 「ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書」について、提案理由の説明をさせていただきます。

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力などによる外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症(減少症)は、頭痛をはじめとする様々な症状により日常生活を大きく阻害する疾患であります。これまで、この疾患に苦しんでいる患者の声が全国各地から国に数多く寄せられておりました。

その後、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年から同症の治療法であるブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)が保険適用となりました。

このことにより、これまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が保険診療としてブラッドパッチ療法を受けることができるようになりましたが、脳脊髄液漏出症(減少症)の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じております。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は1か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告されました。この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であります。しかし、現状では同治療に対する保険診療上の評価が出されておられません。

よって国に対し、保険適用後の新たな現状を踏まえ、ブラッドパッチ療法における診療報酬がより公平性及び安全性に配慮されたものとなるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く求めます。

1、脳脊髄液漏出症(減少症)の症状において、約10%の患者には起立性頭痛が認められないと公的な研究でも報告があることを受け、起立性頭痛が認められない場合であっても、ブラッドパッチ療法を保険適用の対象とすること。

2、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、保険診療上の評価を改定すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（作田喜秋君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第6号について、原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立全員であります。よって、市議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第7号「学校における教員不足と長時間過密労働解消のために基礎定数改善による正規教員増を求める意見書」の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第7号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。よって、市議会議案第7号を日程に追加し議

題とすることに決しました。

市議会議案第7号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

2番、新谷英生君。

(2番 新谷英生君登壇)

○2番(新谷英生君) 「学校における教員不足と長時間過密労働解消のために基礎定数改善による正規教員増を求める意見書」の提案の理由を説明させていただきます。

文科省によれば、2021年度始業時に公立学校全体で2,558人もの教員不足が発生していました。その後も、産・育休などの代替え教員が見つからず、児童生徒が自習を余儀なくされたり、管理職が担任したりする事例が頻発しています。欠員分の業務をカバーする教員の過重労働は病気休職や離職につながり、教員不足を深刻化させるという負の連鎖が止まりません。

教員不足と長時間過密労働を解消することと、子どもの学習権を保障することを両立させるには、正規教員を増やすことが不可欠です。「義務教育諸学校の学級編成および教職定数の標準に関する法律」(義務標準法)は、公立小学校の教員標準定数を基礎定数と加配定数の組み合わせにより算定しておりますが、近年の定数改善は若干の加配定数増が中心の小規模なものにとどまっています。正規教員増は、同法第7条1項1号の教員基礎定数の算定方法(標準学級数×乗ずる数における「乗ずる数」の数値)を改正して学級担任外教員数を増やし、各教員の授業担当コマ数を減らすことが効果的です。

例えば「乗ずる数」を25%増しに改善するだけで、教員の週平均授業担当コマ数を、小学校なら1日平均4コマに、中学校なら1日平均3コマに減少させることができます。そのために必要な予算は約9,800億円であり、現実的な政策です。

また、2021年には小学校全学年35人学級が41年ぶりに実現しましたが、諸外国と比べると35人はもはや「少人数学級」とは呼べません。中学・高校は未だ40人学級のままであり、「乗ずる数」にいたっては1993年以来30年間改正されず、教育ニーズが増大する教育現場の実態に合わなくなってきています。

よって国におかれては、教員基礎定数の算定方式を改善による正規教員増のため、下記の事項を早急に対応し実現されますよう強く要望いたします。

- 1、公立小中学校の学級編成標準を改正し、少人数学級制をさらに拡充すること。
- 2、「乗ずる数」の数値を改正し、教員の授業担当コマ数の軽減を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長(作田喜秋君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君登壇)

○4番(谷口佳保君) ただいま提出されました意見書について、反対の立場から討論いたします。

まず、今日の人口減少社会において、教育分野のみならず、あらゆる分野で担い手不足が叫ばれております。意見書の冒頭にもありましたように、2021年度始業時に、公立学校全体で2,558人もの教員不足が発生しております。また、本県でも、昨年度、今年度と小学校の教員採用試験で定員割れ、初めて2次募集を行うという深刻な人手不足が発生しております。そんな中で提出されました意見書によりますと、少人数学級制のさらなる拡充、乗ずる数の数値を改正し、教員の授業担当コマ数の軽減が示されております。長時間労働の解消につながる可能性はありますが、今まで以上にさらに教員が必要となり、深刻化する人手不足の現状とかけ離れたものになるのは言うまでもありません。

例題で挙げられております、乗ずる数を25%増しに改善した場合、1日4コマで週5日、これを文部科学省が定める35週実施した場合、標準授業時数は700時間になり、小学1年生の標準授業時数85時数を下回るようになります。また、小学4年生以上においては、標準授業時数が1,015時数になりますので、文部科学省が定める標準授業時数を大きく下回るようになります。それにより生じた時差数を埋めるためには、さらに教員が必要となり、我が国の人手不足、本県の手不足を鑑みても現実的ではないと考えます。

既に、本年10月23日、内閣総理大臣所信表明演説でも、教員の処遇見直し等を通じた公教育の再生も示されております。文部科学省の令和6年度概算要求の中には、質の高い公教育

の再生とし、教師等の働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援の一体的な推進をはじめとする様々な支援策が打ち出されております。さらに、令和6年度には教師人材の確保事業も新設され、新たな取組もスタートされます。何より、教職員の長時間過密労働解消のためには、DXのさらなる推進、IT利活用等、多方面からの支援が必須であると考えられます。

今回の意見書内容では、深刻な人手不足にさらに拍車をかけるようになると思われること、教員不足解消には、多方面からの支援整備が必要であると考えます。

よって反対の立場から討論いたします。

○議長（作田喜秋君） 以上で、通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第7号について、原案に賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立多数であります。よって、市議会議案第7号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

日程第2、「各委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、それぞれお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣は、そのように決しました。

ただいま、執行部から第18回ジョン万祭りの報告をしたい旨の申出がありましたので、演壇からの発言を許可します。

企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君登壇)

○企画財政課長(横山英幸君) 議長のお許しをいただきましたので、少しお時間をいただきまして、姉妹都市でありますアメリカフェアヘーブンで行われましたジョン万次郎祭りへの参加報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年以来4年ぶりの開催となりました今年のジョン万次郎祭りは18回目の開催となり、本市からの参加も4年ぶりで、現地時間の10月7日の開催日に合わせ、日本時間の10月5日から11日までの日程で、私を含め市職員3名、清水高校生姉妹都市派遣事業として高校生7名と引率教員1名、そして一般応募で参加をいただきました新谷議員のほか、市外からの参加者も含め総勢23名で参加をいたしました。本来であれば、市長もしくは副市長、教育長が代表団長として参加をするところですが、諸事情により、今回は私が代表団長として参加をさせていただくこととなりました。私はプライベートを含めても海外は今回が初めてで、なおかつ代表団長ということで極度のプレッシャーと不安の中、異国の地へ向かうこととなりました。

現地では、フェアヘーブンのほかボストンやニューヨークなどアメリカの東部、東海岸を訪問するため、少し肌寒い気候を予測しておりましたが、天候もよく、例年になく温暖で、毎日汗ばむくらいの気候でありました。しかしながら、現地では5日間の滞在のうち、祭りの当日だけが天候が悪く、午後からは雨が降り、第18回ジョン万次郎祭りはフェアヘーブンの役場庁舎、屋内での開催となりました。

ホイトフィールド万次郎友好協会ルーニー会長御夫妻をはじめ、フェアヘーブンのセレクトマン、在ボストン日本国総領事のほか、ホイトフィールド船長やペリー提督の子孫の方々など地元からも多くの皆様が参加し、悪天候の中、大変賑やかな祭りとなりました。

開会式では、本市を代表して御挨拶をさせていただき、清水高校生の短期ホームステイやジ

ジョン万次郎祭りなどを通じ、フェアヘーブun、ニューベッドフォード両都市との姉妹都市交流の歴史を大切に、国と文化の違いを乗り越え、より一層友情の絆を深めながら、今後もさらにお互いが発展することを御祈念申し上げたところでございます。

イベントでは、会場となった役場庁舎の一室を土佐清水市専用ブースとして構えていただき、このツアーに土佐市から毎回御参加いただいている土佐史談会の青野氏や清水高校生が中心となり、書道のほか、けん玉や折り紙、紙風船など日本の昔遊びを体験していただいたほか、ジョン万カンパニーの田中氏による宗田節削り体験など、終日大盛況で行列が途切れることなく、祭りの最後は恒例となったあしずり踊りを来場者の皆様とともに楽しく踊り、大いに盛り上がった1日となりました。

今回、私たちの土佐清水市専用ブースでは、地元フェアヘーブunの高校の生徒たちも清水高校生と一緒におもてなしを行うなど、これまで以上に高校生同士の交流が図られ、両校にとって今後につながるものとなりました。

祭りの翌日には、ルーニー会長自らがバスを運転し、ジョン万次郎ゆかりの場所を案内していただきました。万次郎が通っていたユニタリアン協会では日曜礼拝に参加し、ホイトフィールド船長御一家の墓地では、敬意と感謝の意を込めて献花をさせていただきました。そのほかにも、万次郎が通った小学校、そして、現在はホイトフィールド万次郎友好記念館となっている万次郎が過ごしたホイトフィールド船長の家などを巡り、当時の万次郎の生活に思いをはせたところでございます。

フェアヘーブunでの最後の夜には関係者が一堂に会し、フレンドシップディナー、さよならパーティーを開催していただきました。このディナーでは、高知市で実施されたジョン万次郎英語弁論大会で優勝し、今回、私たちと同じツアーの一員として参加されました中村高校2年の宮本さんにより英語でのスピーチが披露され、参加していたアメリカ人の中には感動して涙ぐむ人もいるなど、最後は会場全体がスタンディングオベーションの中、拍手喝采でフィナーレを迎えました。

私自身、このツアーには初めての参加であり、フェアヘーブunでは4日間の滞在でありましたが、ルーニー会長御夫妻をはじめ、ホイトフィールド万次郎友好協会の方々に大変お世話になり、多大なおもてなしを受けました。さかのぼること180年前、ホイトフィールド船長により一命を取り留めた万次郎が、異国の地であるアメリカで多くの御厚意を受け、たくましく成長し、帰国後、日本の近代化と日米友好に大きな役割を果たすことができた源だと改めて実感をいたしました。

一方で、今後、姉妹都市交流を続けていく上での課題も痛感いたしました。まず、前回までは祭りやディナーにニューベッドフォードから市長を含め何名かは参加があり、歓迎していた

だいておりましたが、今回はニューベッドフォードからの参加はなく、全く関わりが持てなかったこと。そして、日本と大きく違う点として、現地での友好協会活動におきましては、行政はほとんど関わっておらず、活動の中心となるのがボランティアなどの民間人であること。ゆえに、ルーニー会長御夫妻にかかる肉体的・経済的負担が非常に大きく、80歳を超えたルーニー会長の後継者をつくるのが急務であり、これから末永く交流を続けていく上で最も重要であると改めて痛感をいたしました。今後の姉妹都市交流の在り方について検討していきたいと思っております。

来年は、本市で第9回目のジョン万祭りが開催される年で、土佐清水市制70周年の年でもあります。恐らくジョン万祭りと市制70周年記念式典の併せての開催になると思いますが、今回私たちを温かく迎えていただいた以上に、おもてなしの心で来訪していただく皆様をお迎えしたいと思っております。

以上、第18回ジョン万祭りへの参加報告とさせていただきます。お時間をいただきありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 程岡 庸君登壇）

○市長（程岡 庸君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、この12月定例会の開会以来、本日まで連日にわたり熱心なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。おかげさまで、御提案をいたしました案件につきましては、適切なる御決定をいただき、心から感謝をいたしております。

今定例会は、私の就任直後の初めての議会でありましたが、皆様の御協力が無事に終了できますことを、まず、お礼申し上げます。

同時に、この議会を通じて、市政全般にわたる御意見、御指摘を受けた点につきましては、これを謙虚に受けとめまして、今後の行政運営に反映させてまいります。

また、人事案件につきましては、特に御配慮をいただきましたが、引き続き、皆様の御理解をいただけるよう、誠心誠意職務を遂行していきたいと存じます。

そして、令和3年7月より教育長を務めていただきました岡崎哲也氏と、平成26年1月より副市長として重責を担っていただきました磯脇堂三氏御両人には、市政発展のため献身的に御尽力され、その長年にわたる御功績と御功労に対し、心より敬意と感謝の意を表す次第であります。

これからも初心を忘れることなく、市政発展のために全力を挙げて取り組んでまいりますの

で、皆様のなご一層の御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしく、寒さも厳しくなっております。私にとっても大変思い出深い1年となりましたが、来るべき新しい年が、本市にとりましても、市民の皆様にとりましても、輝かしい年になりますよう心より御祈念を申し上げまして、12月会議の閉会に当たっての御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） 12月会議の全日程の終了に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月4日に再開され、本日まで、17日間の長きにわたり、市政当面の諸議案件を審議いたしました。議員及び執行部各位の御協力により、それぞれ妥当適切な結論を得て、無事終了することができましたこと、議長として心から感謝申し上げます。

各位におかれましては、どうか、くれぐれも健康に留意され、御多幸な新年を迎えられますよう、心から御祈念申し上げます。年末に当たっての挨拶といたします。

ここで、お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって令和5年土佐清水市議会定例会を閉会いたします。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本日をもって令和5年土佐清水市議会定例会を閉会することに決しました。

以上をもちまして、令和5年土佐清水市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 0時01分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員